

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和5年4月28日（金曜日）
午後1時29分開会、午後2時12分散会
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穩至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
阿部担当書記、高井担当書記、千葉併任書記、柳原併任書記、石川併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 総務部
千葉総務部長、村上理事兼副部長兼総務室長、佐藤財政課総括課長、
岩間特命参事兼調査担当課長、今野税務課総括課長
 - (2) 復興防災部
佐藤復興防災部長、浅沼副部長、高橋企画課長、田端消防安全課総括課長
 - (3) ふるさと振興部
熊谷ふるさと振興部長、渡辺交通政策室長、大内企画課長、山田地域交通課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
 - ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算（第1号）
第1条第1項
第1条第2項第1表中
歳入 各款
歳出 第2款 総務費
 - イ 議案第2号 岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求め
ることについて
- 9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、菊池担当書記に代わり高井担当書記が出席しております。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第2款総務費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤財政課総括課長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の原油価格、物価高騰対策に呼応し、生活者支援、事業者支援として緊急的に対応が必要となる予算を計上したものです。

議案（その1）の1ページをお開き願います。まず第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48億5,214万円を追加し、補正後現計を7,762億6,008万3,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから4ページの第1表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明します。

予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、9款国庫支出金につきましては、各種事業の補正に伴うもので、1項国庫負担金は217万5,000円の増額でございます。

4ページ、2項国庫補助金の計は、5ページのとおり48億4,650万円の増額でございます。

次に、6ページの14款諸収入につきましては、学校給食物価高騰対策等支援金の補正に伴うものであり、346万5,000円の増額でございます。

続きまして、当委員会所管の歳出につきまして御説明申し上げます。7ページの2款総務費のうち4項地域振興費につきましては、乗り合いバス事業者及びタクシー事業者に対して燃料費高騰の影響を緩和し、公共交通の安定した運行を維持するため支援金を交付するものであり、2億433万1,000円の増額でございます。

次に、8ページの6項復興防災費につきましては、小売事業者を通じたLPガス利用者の支援等を実施するものであり、13億2,466万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 LPガス価格高騰対策費についてお伺いしたいと思いますが、提出予定議案等説明会のときもざっくり聞いたのですが、かかる経費はどのぐらいか再度確認したいと思います。

○田端消防安全課総括課長 総額13億2,466万円の補正予算でございますが、内訳としましては、一般消費者等の価格の抑制分として11億3,600万円余、それから工業用のガスを利用する中小企業等に対する支援分として1億600万円余、先ほど最初に申し上げまし

た一般消費者等の価格抑制を行う小売事業者等への事務手数料の支援分として7,200万円余、その他この事業を委託して実施するための経費として950万円ほど計上しております。

○城内よしひこ委員 3段階に分けてやるということですが、使っている量によって3段階に分けるのですよね。その場合、これからどういう方々を対象に事務を委託する予定なのか、お伺いします。

○田端消防安全課総括課長 支援金を交付する事務を委託する相手としては、業界団体を含めまして、特に専門性を有する業務ということではございませんので、一般競争入札により選定の上、契約する予定としております。

○城内よしひこ委員 今一般競争入札でやっているのですが、3段階に分けるための事務のソフトなどをつくる費用が経費の中に含まれているのかお伺いしたいと思います。

○田端消防安全課総括課長 事務のソフトといいますのは、小売事業者が行うためのものと理解いたしましたが、小売事業者に対しましては、先ほど申し上げました事務費の支援金として、顧客の数に応じての支援になりますけれども、例えば一番少ない区分でいいますと1,000世帯未満の契約者を持っているところについては、月額2万9,900円の支援を行うこととしております。

また、請求回数でいいますと、4月、5月分は2カ月分まとめるというのが現実的な対応になると思いますので、5回の請求になると思います。そうしますと、大体15万円弱の支援金が渡ることになっておりまして、その中で工夫してやっていただければと考えております。

○城内よしひこ委員 そもそもこの事業を進めるに当たって、事務を受ける相手を想定して組んでいるのか。手書きでやるというよりは恐らくソフトをつくるのだと思うのですが、そういうソフトを早急につくれるものなのかどうかあわせてお伺いしたいと思います。

○田端消防安全課総括課長 我々が委託する事業者への支援金を交付するところにつきましては、特段のソフトということではなく、計算表のようなもので対応できると考えております。

一方で、小売事業者につきましては、請求なり集計のやり方がそれぞれ会社によって異なっていると思いますけれども、その辺につきましてはなるべく手間をかけないような仕組みで申請できるよう考えてまいりたいと思っております。

○城内よしひこ委員 ガス関係者から我々のところに情報提供があったのですけれども、今インボイスの関係でとても事務が煩雑だということです。皆さんは簡単に言っているけれども、受ける側は決して簡単ではないという話をされておりました。そういったことも含めて小売事業者やソフトをつくる方々との関係を想定しているのかお伺いしたいと思います。

○田端消防安全課総括課長 ソフトといいますか、ある程度改修などの対応が必要だということは、業界団体と話をしておりましたが、先ほど申し上げましたようにそれぞれのやり方が違うので、県でソフト会社との間に入るようなことは想定しておりません。

○城内よしひこ委員 これはせっかくいい事業なので、皆さんがスムーズに事業展開できるような形にするべきだと思うのです。そうであるがゆえに、業界団体の方々としっかり連携し、話し合うことが必要だと思います。そうしておかないと、ソフトはつくったけれども、受ける会社はないというような大変なことになってしまうと思うのです。その辺をしっかりとやってほしいと思いますけれども、復興防災部長、どうですか。

○佐藤復興防災部長 今回のLPガスの支援につきましては、一般世帯の方に価格高騰分を支援するというものですが、一般世帯の方に一々申請書をいただくということは考えておらず、小売事業者が一般の方にガス料金を請求する際に、3区分に応じて割り引いて請求していただくことを考えております。その割り引いた原資相当分を委託を受けた団体から交付することを考えておまして、正直なところ新しく大規模なソフトをつくったりというところまでは想定しておりません。実務に関しては乏しいところがあるのですが、恐らくそれほど大きな負担にはならないのではないかと考えております。

ただ、実際に小売事業者に手続を踏んでいただかないと、一般世帯の方に割引が適用されないことになってしまい、趣旨とした事業がうまく回らないこととなりますので、そういうことはあってはならないということで、事業を組む際に、一般社団法人岩手県高压ガス保安協会と十分な意見交換もさせていただきました。

恐らく一番手間暇かかるのが間に入る小売事業者で、小売事業者にただで全部割引の分をやってくれというわけにももちろんいかないで、支援金などをどのくらいお支払いすれば、引き受けていただけるかというあたりも十分に意見交換して、制度を組ませていただいたところでございます。

4月分から5カ月分ということで調整させていただいており、現実的には5月になってから委託業者を決定することになりますので、初回は2カ月分ぐらいをまとめて割引という格好にせざるを得ないと思っておりますが、業者とも十分に意見交換し、スムーズな支援ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 私もこの件についてお伺いします。まず最初に確認ですが、今佐藤復興防災部長から一般世帯という話があったのですが、商店や小さい飲食店、あとは例えば学校や保育施設、福祉施設に出しているところは対象になるのかどうか確認したいと思いません。

また、4月22日の新聞に掲載されたわけですが、その記事を見ると、一般消費者向けは上昇分の2分の1相当を支援ということになっていますし、補助金は業界団体を通じて各世帯にガスを供給する小売事業者や工業用使用者に交付されるという報道がなされています。この辺の事実関係と、そちらが進める方向性について確認させてください。

○田端消防安全課総括課長 まず、最初の小さな商店や学校、保育施設等は対象になるのかというお尋ねでございますけれども、学校等につきましては地方公共団体及び国の設置とするものを除くことにしておりますので、それ以外のところにつきましては対象となるものでございます。

また、報道等でなされておりました2分の1相当ですとか工業用使用者についてでございますけれども、概要を改めて申し上げますと、一般世帯と先ほど申し上げました保育施設等につきましては値上がり額の2分の1相当を助成することにしておりまして、月の使用量が5立米以下につきましては300円、5立米から15立米につきましては500円、15立米以上につきましては1,000円という区分で助成するものでございます。また、工業用使用者につきましては小売を通じておりませんので、購入した金額に対して単価37円を掛けて直接支援することとしております。いずれにつきましても、県が支援金の支給を行う業者に委託して実施することとしておりまして、報道では業界団体を通じてということでもございましたけれども、一般競争入札による選定に改めさせていただきたいと思っております。

○**工藤大輔委員** 改めるのはそちらなのか、報道機関なのか、よくわかりませんが、県の資料には2分の1相当を出すという説明も記述もないので聞いたわけですが、そうすると小売事業者によってそれぞれ仕入れ単価も違いますし、委託機関が2分の1相当というのをチェックできるのかどうかという課題も出てくるかと思っております。

委託料950万円ということで、全県のことをやるには決して多い額ではないと思っておりますが、実際にそういったところまでチェックできるのかどうか、適切に事務が執行されるのかどうか。小売事業者が何件の取引先を持っているかという報告なども上げて、交付された申請人に対して支給していくわけですが、そういったことのチェックも含めてでき得るのかどうか、確認させてください。

○**田端消防安全課総括課長** 先ほど申し上げた助成額300円、500円、1,000円というのが2分の1相当になるようにという考え方で設定しているわけですが、実際に使った分の金額の2分の1相当を助成するというのではなくて、使用量の区分に応じて定額を支援することになりますので、細かい金額のチェックは必要ないと思っております。

それから、後段の御質問で、何人の誰々について実際に割引したかどうかの確認については、これから仕様を検討することにはなるのですが、少なくともどのくらいの方々が幾らの使用量で幾らの割引を行ったというのをチェックできるようにしたいと思っております。また、これにつきましては事業に参加するに当たって、各家庭にこれをやりますというパンフレットを配付していただく予定でおります。そのことによって利用者や消費者のチェックが働く体制でやってまいりたいと思っております。

○**工藤大輔委員** その予算は、この中に含まれているということなのですね。

それと、料金がそれぞれ違う中で、使用量もそれぞれ違うと思うのです。先ほど平均で7立米という話をしましたが、一人世帯だとか、冷凍食品などで電子レンジをよく使われる方も多く、ガスの利用は結構減っていると聞くのです。

そういった中で、1立米、2立米という利用量になると、実際の上昇分は300円以下になるはずなのです。これは聞いてきた話で、実際2分の1相当にはならない、一番下の300円にもならないのではないのかということなので、考え方を変えたほうがいいのかと思っております。それだけ、これは複雑な制度だと思うので、私は割引する使用区分は三つで

いいと思っています。五つにも六つにも七つにも分けて細かくすれば、小売事業者の事務負担がかなり多くなり煩雑になってしまい、実際の利用者の負担軽減のところまで追いつかないと思うので、3区分で仕方がないと思います。実態をもう少し把握してやられたほうがいいのではないのかと思います。

それと、支払いはどうなるのか。例えば使用した後に翌月請求して翌々月にもらうのか、翌月に支払ってもらうのか、実際に小売事業者にお金が入ってくるかによって、一時的にでも小売事業者は自分のところで負担する分を出さなければならないわけですが、特に小さいところは結構大変な形でやっているようなので、委託先からの支払いは何カ月先を想定しているのかお伺いします。

○佐藤復興防災部長 前段の部分についてお話をさせていただきます。

使用量の2分の1相当というお話でございますけれども、助成する単価を決める際に上昇分の2分の1を設定したということでございますので、3区分というお話を申し上げました。5立米については300円、要は5立米に届かない人は300円以下にするというのではなくて、5立米までの人については、使用量が仮に4立米でも2立米でも1立米でも一律300円を値引きするという考え方でございまして、一々使用量に応じて値引きの金額を端数で計算するというような想定はしておりませんので、そこは御理解いただきたいと思っております。

伝わり方が不十分だとすれば、私どものPRの仕方が不足しているのかと思いますので、そこは反省させていただきたいと思っております。

○工藤大輔委員 先ほど上昇分の2分の1相当を出すと言うから、そう言ったのであって、実際に上昇分以上の割引になる世帯がかなり出てきますよということを指摘しているのです。私は、それでもいい制度だからやってほしいと思っており、決して誤解はしていないので、そのように認識をしていただきたいと思っております。

また、先ほど城内よしひこ委員からソフト関係の話が出ましたが、私も聞くところによると、ソフトの変更が必要な事業者も一部出てくるようなのです。そうすると、恐らく数十万円ぐらい経費がかかるのではないかという話もありました。

あとは、ハンディーターミナルという押して紙が出てくるタイプなのですが、リースで300円とか500円の値引きが出ればわかりやすいのだけれども、そういう対応になっているかどうか確認しなければわからないという話もあります。そういう対応になっていないと、請求する際に消費者が本当に値引きになっているのかどうかかわからない可能性があるということで、この辺をどうするかということが指摘されることかと思っております。

ということで、値引きしているのかかわからない状態のまま委託先に申請をすると、過剰に請求する事業者がないということも決して言えないわけなので、そういったことも含めてチェックできるのか、さきほどお伺いしたところでもあります。

この制度は、全国でもかなり最初のほうの事例なのだと思いますが、他県の先行事例を見ながら事業を組んだのだと思います。聞くところによると、事務費は他県よりもかなり

多く設定しているようですけれども、小さい事業者の検針に行って全て手書きでやっていると、この事務費ではちょっと厳しいというのも実態にあるようでもありますので、実際にやる際には、その辺についても考えていただきたいと思います。また、この関係は本来、岩手県高圧ガス保安協会が委託先になるべきなのだと思いますが、入札となると実際そうなるのかどうか。

各事業者は、今でも岩手県高圧ガス保安協会に問い合わせをしているようではありますが、岩手県高圧ガス保安協会は、まだ委託先にもなっておらず中身がわからないので、県に聞いてくださいというファクスも流したようです。今回の事業は新しいことでもあります、その辺をうまくやっけていかないとうまく回らないと思いますので、しっかりと進めていただきたいと思います。このことについて、最後に復興防災部長から所見をお伺いしたいと思います。

○佐藤復興防災部長 工藤大輔委員御指摘のとおり、現場でさまざまなことが想定されるのもそのとおりだと思っております。例えば使用端末の話も、値引き額を端末で全部表示しようとするならば、プログラムを改修しなければならないと思いますけれども、6カ月間という期間限定ですので、例えばちょっとしたアイデアなのですが、使用量に応じて、お宅は今回300円値引きしますというようなシールを貼ってもらうとか、そういった簡易な方法も可能なのではないかと考えております。

いずれ初めてのケースでございますので、その辺は現場と十分に詰めて、最終的な支援者のところに必要な支援がきちんと行き届くよう、そして間に入っていただく小売業者の過度な負担にならないよう十分に御相談をさせていただきながら、制度をうまく回していきたいと思っております。

○飯澤匡委員 それでは、まず歳入のほうなのですが、今回国の予備費を充てたということですが、60億円強の原資についてはどのような算定で行われたのか、その中身について参考までに教えてください。

○佐藤財政課総括課長 算定方法については、これは国で定めていまして、国が定めた単価掛ける人口又は事業所数、それから補正定数というもので国で計算されて、3月末に県でいえば61億円、市町村でいえば合計で70億円が示されたところです。

○飯澤匡委員 では、基本的には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と大体似たような感じというところよろしいですね。

それでは、交通対策費についてお伺いします。私は、バスやタクシーはよくわからないのですが、トラック業界でも昨年に引き続き燃料高騰に対していろいろ考慮いただいたということは大変ありがたいと、私どもの支部の総会でも話が出ました。

こういう補正予算対応に関しては、これ以上のものはできないのだろうとは思いますが、2024年問題もあり、やはりその次のことを考えなければならないと思っています。バスやタクシーも同じような問題があるのですが、協会長からもやはり根本的に人員確保の問題であるとか、そのような大きなハードルを越えるために、その対策の原資に使ったほ

うがいいと、要は燃料高騰よりもそちらのほうに目が行っているという話がありました。

したがって、本予算はもう決まったところではありますが、今後の対策に当たっては、人材育成や産業振興の面からも考慮していかなければならないのではないかと思うのです。議案ではバスやタクシーについて付託されているので、そちらのほうだけでもいいですが、根本的な問題は同じところにあるわけで、まずはその点について、基本的な考え方と認識を伺いたいと思います。

○山田地域交通課長 飯澤匡委員から御指摘がございましたように、人員不足ということで、今、運転士の不足が大きくクローズアップされてきているところでございます。県におきましては、これまで新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰に対応した運行支援交付金の交付、バス路線の運行への補助金による運行支援を行ってきたところでございます。

それから、公益社団法人岩手県バス協会を通じまして、大型2種免許の取得助成などによる運転士確保などのメニューも用意しているところでございますが、なかなか運転士の確保がままならないと聞いておりますので、今般の補正予算による支援に加えまして、運転士不足などにつきましても今後国、県、市町村、バス事業者とも連携して取り組んでまいりたいと思っております。また、こちらは全国的な問題となっておりますので、国にも解決策に取り組んでいただくよう働きかけていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 ただいま御紹介のあった大型2種免許の取得に向けての助成について、それは直接的な対応ということなのですが、今県庁の中では部局横断的という言葉を使っており、そういう意味では人材の確保については、特に教育委員会などでも職業観だとか、運輸関係だけではなくそういうことにも深くかかわってくるわけです。そうすると、すべからく人口減少問題にもうまくつながっていく問題ですから、そこを深く意識していただきたいと思います。これは本当に重要な問題で、県行政だけでできるものではないのだけれども、例えば誰かキーパーソンにして連絡を密にするとか、それはやはり県でしかできない仕事ではなかろうかと思えます。

実際問題、教育現場では、キオクシア岩手株式会社は何人就職したと喜んでいるような状況なのです。それでは岩手県を支える人材がどれほど育つかという、それほどやはり学校との意識の格差があるわけですので、そういうところもしっかり意識していただきたいと思えます。

最後に確認ですけれども、交通対策費についてはどのぐらいの時期に予算執行されるのか、その点を確認させていただきます。

○山田地域交通課長 事業者が大変困っている状況にあると認識しておりますので、予算を承認いただきました後は、直ちに手続に入らせていただきたいと思いますと思っております。

○飯澤匡委員 きょうのことについては大体、可決を見込んでお話ししているでしょうか、協会なり団体の方々とは具体的に何月ぐらいというのは見込んでいますか。

○山田地域交通課長 バス事業者におきましては3事業者のみでございますので、5月もしくは6月程度まではかかるかもしれませんが、タクシー事業者につきましては多

くの事業者がございますので、恐らく三、四カ月程度かかるのではないかと考えているところをございます。

○**飯澤匡委員** トラック業界でも似たような話を聞かされて、お盆ぐらいになるのではないかと話が出ていますが、早くやったのだからその辺も短縮するように努力してください。よろしくお願ひします。終わります。

○**関根敏伸委員** 先ほどの本会議の質疑でもいろいろあり、少し細かいことですが、バスとタクシーの交付金について、どういった根拠でこの計算立てが行われているのか、詳しく教えていただきたいと思ひます。

○**山田地域交通課長** 車両1台当たり交付金を交付するというところで考えております。乗り合いバスにつきましては、車両維持相当分につきまして、各事業者の車両1台当たりの年間維持経費の3分の1を補助対象経費といたしまして、車両1台当たり21万2,000円としております。また、燃料費高騰分につきまして、県内の軽油価格の上昇額の3分の1に営業用バスの標準的な軽油使用量を乗じまして1台当たりの支援額を4万円としており、合わせまして乗り合いバス車両1台当たり25万2,000円という形で考えているものでございます。

タクシーについてでございますが、車両維持相当分につきまして、タクシー事業者の車両1台当たりの年間維持費の推計額の3分の1を補助対象経費といたしまして、車両1台当たり2万4,000円としております。また、燃料費高騰分につきましては、令和3年度の燃料費の実績額とオートガスの価格の上昇率から推計いたしまして、影響額の3分の1を補助対象経費として、車両1台当たり1万円とし、合わせてタクシー車両1台当たり3万5,000円と考えているものでございます。

○**関根敏伸委員** わかりました。車両維持費についても3分の1、それから燃料上昇分についても3分の1というお考えだと思ひますが、令和4年度も同等の支援金について何度か補正予算を組んで行われたと思ひます。補正予算の時期によって1台当たりの交付額に結構差があったと認識しておりますけれども、基本的には車両維持費については1年分と、燃料高騰分については都度状況を見て、3分の1程度を補正予算対応して支援するという考え方なのでしょうか。

○**山田地域交通課長** まず1年分を算定いたしまして、今回につきましては半年分を支援するというところで算定したものでございます。

○**関根敏伸委員** そうすると、車両維持分についても燃料高騰分についても今後の状況等を見ながら、それぞれ下期分を何らかの時期に検討して提案していくという考え方なのか、そこだけちょっと確認させてください。

○**山田地域交通課長** 新型コロナウイルス感染症につきましては、5類相当への引き下げの関係で、利用客が回復してくる可能性もございますし、また、今後の話といたしまして財源確保の問題等々もあるかと思ひます。そういったことをさまざま検討しながら、適宜適切な対応を取ってまいりたいと考えているところをございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その2）の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより説明させていただきます。

1の提案の趣旨について、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

次に、2の条例の内容について、(1)は初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車にかかる税率の加重措置の適用対象を改めたものです。

次に、(2)は排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車にかかる税率の軽減措置の対象となる自動車の初回新規登録の期限を税率のおおむね100分の75を軽減するものについては令和8年3月31日まで、税率のおおむね100分の50を軽減するものについては令和7年3月31日まで、それぞれ延長したものです。

次に、(3)は地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をしたものです。

最後に、3の施行期日等について、令和5年4月1日から施行したこと及び所要の経過措置を講じたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。